

岡山県が取得した農産物の商標使用ガイドライン

岡山県農林水産部

第1 目的

岡山県では、桃、ぶどう等岡山県産農産物ブランドを国内外で保護し、広く消費者に親しまれるよう、国内外で商標を取得しているところである。これらの商標の適正な利用を図るため、本ガイドラインに必要な事項を定めるものとする。

第2 岡山県が取得する商標等

本ガイドラインの対象とする商標等は別表のとおりとする。

第3 取得した商標の使用条件

岡山県が取得した商標(以下「本商標」という。)の使用条件は次のとおりとする。

- (1)本商標を取得した国又は地域において、それぞれの本商標の対象となる農産物(「備中夢白小豆」はその加工品を含む。)を出荷、販売、輸入又は輸出する及び流通させる際に使用すること。
- (2)岡山県、本商標のイメージ及び岡山県産農産物ブランドなどのイメージを守ること。
- (3)岡山県から、正当な理由により、本商標の使用等の停止又は中止を申し出た場合はそれに応じること。
- (4)本商標の使用又は本商標を付した農産物(「備中夢白小豆」はその加工品を含む。)の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は岡山県は責任を負わないこと。

第4 本商標の使用対象者

本商標の使用対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1)本商標(但し、晴香、備中夢白小豆を除く)を取得した国又は地域において、商標の対象とした農産物を出荷、販売、輸入又は輸出する及び流通させる事業者であって、第3に規定する使用条件(以下「使用条件」という。)を遵守する者
- (2)日本国内において、晴香を出荷、販売する又は流通させる事業者であって、使用条件を遵守する者
- (3)日本国内において、備中夢白小豆を出荷、加工、販売する又は流通させる事業者であって、使用条件を遵守する者

(4) 日本国内において、本商標を対象とした農産物を生産する者であって、使用条件を遵守する者

第5 本商標の使用料
本商標の使用料は無料とする。

第6 本商標使用の啓発
岡山県は本商標の使用について、岡山県のホームページ、パンフレットの配布等により啓発する。

附則

このガイドラインは、平成31年2月1日から施行し、それぞれの本商標の取得日から適用する。